

令和8年度 MICE 受入体制強化事業「ちば MICE 人材育成講座」
企画運営業務 企画提案仕様書

1. 事業名

令和8年度「ちば MICE 人材育成講座」企画運営業務

2. 仕様書の目的

本仕様書は、公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー（以下「CCB」という）が受託事業者に委託する本業務に関する仕様を示すものとする。

3. 事業の目的

MICE誘致の都市間競争に勝ち抜き、国内外のMICE需要を取り込むため、県内MICE関連事業者全体の受入体制の強化を目的とし、専門的人材の育成を図る。本講座では、MICEの基礎知識から誘致活動、オペレーション業務に至るまで、各事業者に求められる知識およびノウハウの習得を通じて、MICE主催者への対応力の強化を図るものとする。

また、本講座は単なる知識の習得にとどまらず、受講者が千葉県におけるMICE誘致に資する実践的な能力を習得することを目的とし、視察対応力の向上や、提案書作成や企画立案等の具体的なアウトプットを伴う実践型プログラムとして実施するものとする。

4. 業務期間

業務委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

5. 委託する業務内容

(1) 講座の基本的な内容

- ア MICEを開催する意義や千葉で開催する理由等を理解し、千葉ならではの具体的な企画等、千葉の強みを生かした企画・提案のできる能力を身につけることができる MICE 講座を6回開催する。
- イ 講座の開催場所は千葉県内とし、座学のみならず、実践も兼ねた内容とする。うち少なくとも1回はバス移動を用いた企画等を入れること。
- ウ 定員は25名程度とし、千葉県内の MICE 関連事業者（宿泊、旅行、施設、飲食、運輸、会議運営企画、広告、情報通信、県内行政関係者等）や県内企業、大学関係者等を対象者とする。
- エ MICE 講座（全6回）は、各回で内容が完結し、全体として体系的な理解および実務能力の向上につながる構成とすること。
- オ 各回の講座においては、講義内容の理解を深めるとともに実務への応用力を養うため、ワークショップ形式による演習を必須とすること。演習においては、実際の MICE 業務を想定した課題設定とし、受講者が企画立案や提案書作成等の具体的なアウトプットを作成する内容とすること。

(2) 講座プログラムの企画について

講座内容については、以下に配慮し、内容・テーマ並びに1回あたりの所要時間も提案する。

- ア MICE のうち、本講座内でメインに扱う領域は「コンベンション」とする。ただし導入部分において基礎知識として、M/I/C/E の各領域における特性についての内容、MICE に取り組む意義やメリット等の話に関しては MICE 全般についての内容として問題ない。
- イ 毎回の講座において、ワークショップを行い、内容および成果物については、各回の講座テーマと連動したものとすること。
- ウ 全6回のうち、以下の内容を盛り込んだ講座を必ず入れて提案すること。
 - (ア) MICE 初級者・中級者向け MICE 概論
 - (イ) 英語および日本語による企画提案書の作成において、主催者のニーズおよび評価基準を踏まえた、訴求力の高い構成・表現・ビジュアル設計手法を習得する講座。
 - (ウ) 主催者の立場に立った視察対応(サイトインスペクション)講座。英語での対応を含む受入手法について理解を深め、ロールプレイ等の実践的手法を通じて、主催者のニーズを踏まえ、提案から現場対応まで一貫して適切に対応できる実務能力の向上を図る内容とする。
 - (エ) 実務に直結する生成 AI 活用術。ツール理解に加え、MICE 業務における提案書作成、プログラム企画、情報収集、主催者対応等の実務において実際に活用できるスキルの習得できる内容とする。

(3) 会場の手配、当日の運営

講座実施において、千葉県内にある交通至便な会場をそれぞれ提案すること。全日程同一会場である必要はないが、会場費および機材等の支払いにかかる経費については本委託料に含む。

講座実施において以下の当日運営を行うこと。

- ア 会場設営・運営、マイク、プロジェクターなどの機材および資料の準備
- イ 当日の様子がわかる記録写真の撮影

(4) 参加者の募集及び管理

- ア 定めたターゲットに訴求できるような募集計画を立て、参加により習得できる知識が想定できるように募集チャンネルを工夫すること。全プログラム全ての回について、それぞれ参加者募集を行うこと。
- イ 参加促進がなされるような工夫を行うこと。また、参加者へのリマインド、申込受付、各回の参加者リスト作成を行い、CCB への報告を密に行うこと。
- ウ 欠席者への資料配布等のフォローを行うこと。

(5) 講師選定、プログラム作成、スケジュール調整、謝金交渉

講座実施において、提案した企画内容にふさわしい講師をそれぞれ提案し、選定理由とともに企画書に記載すること。なお、講師とのプログラム作成においては千葉県全体、エリア、施設、組織、個人それぞれの課題を踏まえ、また市況や世の中のトレンドを加味したうえで講座の内容を作成すること。また講師の謝金、交通費、食費等の支払いについては、本委託料に含むこととする。(講師の人数に制限はしない)

- ア プログラム作成は CCB を交えて協議を行うこと。
- イ 講師には、MICE 実務経験者、海外又は外資視点を有するコンサルタント、実案件実績(誘致・運営)、生

成 AI の知識等を有する人材が望ましい。

- ウ 各講座の実施日程案は、受講対象者が参加しやすい時期や CCB が主催する他催事の開催時期などを考慮した上で多数の参加者が見込まれる時期に設定すること。また各プログラムの実施日程案を基に、その準備・実施・振り返りについての行程管理(実施スケジュール)表を併せて策定し、企画書に記載すること。
- エ 講師と謝金に関する交渉は受託者行うこと。

(6) 講座プログラムの種類

- ア 対面式での実施を基本とするものとする。プログラムツールは受託事業者にて手配するものとし、本事業実施に伴うツール使用料を見積額に含めること。
- イ 「座学」だけでは得られないような、受講者相互に理解度・習熟度を深める機会および、人材交流・連携促進を図り、受講者相互の知見・経験を共有する機会として、ロールプレイやワークショップ、実地研修等を企画すること。

(7) 参加者アンケートの実施、集計及び分析

講座の各回でアンケートを実施し、各回において集計及び分析を行うこと。分析の結果、業務実施において改善すべき課題が明らかとなった場合には業務の改善に活かすこと。また、来年度以降の開催にあたり初級編・中級編の全体分析を行ったうえ、報告書にて提出すること。なお、アンケートの設問は CCB と協議して定めることとする。

(8) 事業完了報告書の作成

事業終了後、本委託業務に係る報告書を令和9年3月12日(金)までに応募要項に記載の提出先に提出すること。なお、報告書の形式・内容等については以下の仕様に準拠するものとする。

- ア 報告書の仕様は A4 判縦・両面カラーで計2部制作するものとし、別途電子データにて編集できる状態で提出すること。
- イ 報告書には、以下の内容を明確に記載すること。
 - (ア) 事業概要、構成
 - (イ) 実施内容(講師に関する情報・参加者数及び参加者の属性・講義概要)
 - 研修プログラムごとに、記録画像を含めた形で作成すること。
 - この場合において、撮影画像における肖像権及び著作者人格権は行使しないものとする。
 - (ウ) 参加者募集に関すること
 - (エ) 参加者アンケートの集計・分析結果
 - (オ) 運営側から見た反省点および振り返り
 - (カ) その他 CCB が求めること
- ウ 本委託業務において配布物等の制作した紙での成果物があるときは、各2部ずつ提出すること。また、成果物にかかる電子データも併せて提出すること。
- エ 報告書に加え、本委託業務の実施にかかる費用内訳を提出すること。なお、CCB への引き渡し日から起算して1年間、受託事業者は必要に応じて無償で当該成果物の修補を行うこと。

(9) その他

- ア 本仕様書に定めのない事項及び記載内容の詳細についてはCCBが受託事業者と協議の上決定する。
- イ 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の業務委託契約の仕様書は、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

6. 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物(マスコミ等の記事を除く。以下同じ。)に関し、著作権法第27条および第28条に定める権利を含むすべての著作権(財産権)を、CCB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に CCB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、CCB の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版などは、講師資料を除いて全て千葉県及び CCB 内での利用、あるいは千葉県または CCB が千葉県の振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとし、講師資料を除いて本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。
- (5) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。